

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者各位

記 者 発 表 資 料
平 成 1 9 年 5 月 1 0 日
こども青少年局中央児童相談所
支 援 課 長 梨 本 哲
TEL 3 3 1 - 5 4 7 1

情報公開請求に対する誤開示について

情報公開請求に基づき、平成19年4月11日に中央児童相談所（保土ヶ谷区）が開示した資料の一部である「一時保護所業務日誌」（児童に関する開示資料全132枚のうちの一部）の中で、非開示であるべき名前が、一部消し漏れにより、誤って開示されていたことが判明しましたので報告します。

1 概 要

	内 容
請求者の指摘	・入所児童の2人の名前
内部点検で確認	・入所児童の2人の名前（姓名のうち名）

2 経 過

- ・ 5月 9日（水）
 - ・ 午前11時 開示請求者より、交付した一時保護所業務日誌（写）のうち2人分の名前が消されていない旨の電話連絡がある。
 - ・ 午後 2時 担当係長から開示請求者に確認の連絡を行う。
 - ・ 午後 6時 開示請求者に対し謝罪するとともに、正式文書と差し替える旨のお願いをする。
再度、開示文書の総点検を行う。
- ・ 5月10日（木）
 - ・ 午前11時 個人情報が出た児童のうち、連絡が取れた1名の保護者に、経過説明の上謝罪を行い、理解を得る。

3 今後の対応

まだ連絡の取れない1名の児童の保護者に、速やかに連絡を取り、経過説明の上謝罪を行います。

4 再発防止について

個人情報を取り扱う作業については複数の職員で行うことを徹底し、点検・確認体制を強化し、再発防止に取り組みます。